様式第２号（第８条関係）

耐震シェルター・防災ベッド設置事業補助金交付決定通知書

南伊豆町指令第　号

年 月 日

　　　　　　　　様

南伊豆町長 　　 　　 印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった南伊豆町耐震シェルター・防災ベッド設置

事業補助金については、次のとおり決定しましたので、南伊豆町耐震シェルター・防災ベッド設置事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

　２　交付の条件

（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受け

なければならないこと。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとする場合

　　イ　補助事業に要する額の変更をしようとする場合

　　ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

　（３）補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないで、補助金の

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならないこと。

（４）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら

の帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければならな

いこと。